

「物」の有体物性を緩和している判決例

1. 書体（タイプフェイス）が旧不競法1条1項1号の「商品」に含まれるとした判決例

「無体物であっても、その経済的な価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされている場合には、それが不正競争防止法1条1項の規定する各不正競争行為の類型のいずれかに該当するものである以上（中略）これを前記の「商品」に該当しないとして、同法の適用を否定することは、同法の目的及び右「商品」の意義を解釈に委ねた趣旨を没却するものであって相当でないというべきである。」

（東京高裁平成5．12．24「モリサワタイプフェイス事件」）

（旧不競法（平成5年改正前））

第1条 左の各号の一に該当する行為をなす者ある時はこれに因りて営業上の利益を害せらるる虞ある者はその行為を止むべきことを請求することを得。

1号 本法施行の地域内に於いて広く認識せらるる他人の氏名、商号、商品の容器包装その他他人の商品たることを示す表示と同一若しくは類似のものを使用し又は之を使用したる商品を販売、拡布若しくは輸出して他人の商品と混同を生ぜしむる行為

2. 情報としての画像データがわいせつ図画に含まれるとする判決例

従来、「わいせつ図画その他の物」は有体物と考えられてきたため、判例の主流は画像が記録されたハードディスクやパソコンなど、外観のわいせつ性のないものを「わいせつ図画」と認定してきた。

これに対し、最近の判決例の中には、「物」は有体物に限られるとの概念を緩和し、わいせつ情報そのものに着目して「わいせつ図画」と認定する動きがみられる。

「本件において被告人らがサーバーコンピューターのディスクアレイ内に記憶・蔵置させた物は情報としての画像データであり、有体物ではないが、インターネットにより、これをパソコンの画面で画像として見ることができる。そして、ここにおいて陳列されたわいせつ図画は、サーバーコンピューターではなく、情報としての画像データであると解するべきである。（中略）科学技術が飛躍的に進歩し、刑法制定当時には予想すらできなかつた情報通信機器が次々と開発されている今日において、わいせつ図画を含むわいせつ物を有体物に限定する根拠はないばかりでなく、情報としてのデータをもわいせつ物の概念に含ませることは、刑法の解釈としても許されるものと解するべきである。」

（岡山地裁平成9．12．15宣告）

他に、この流れに沿う判決として、カセットテープ、映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスク等についてもそこに内蔵されるわいせつ情報に着目してわいせつ物と考えられるようになってきた旨説示する横浜地裁川崎支部平成12年11月24日判決、画像データがインターネットにおける電子メール・システムという媒体の上に載っていることにより、有体物に化体されたのと同視して「図画」に該当すると解することは可能とする横浜地裁川崎支部平成12.7.6判決がある。

(刑法175条)

わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

(参考) 効力の及ぶ範囲の例外としての「物」が有体物を指すとする判決がある。ただし、無体物を排除する趣旨で述べているわけではない。

国内にある「物」とは有体物を指し、発明そのもののような技術的思想を意味しない。
(東京地判昭和14.1.31 法律新聞4386号10頁)

(特許法69条)

2項 特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。
二号 特許出願の時から日本国内にある物